

奈良県告示第九十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程（平成七年七月奈良県告示第百八十八号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程の一部を改正する規程

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の前日に措置入院者等が受けた医療又は移送に係る費用徴収額又は自己負担額の認定については、なお従前の例による。